平成２１年（フ）第１５６号
愛媛県松山市下伊台町1309番地122
破産者　小夜　正則
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１５７号
愛媛県松山市下伊台町1309番地122
破産者　小夜　和子
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５８８号
愛媛県松山市港山町２番10号
破産者　金﨑　　修
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１２６号
福岡県飯塚市忠隈338番地２　富士コーポ401号
破産者　村山　耕司
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１９号
熊本県八代市郡築十一番町100番地３
破産者　塚本　敬子
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２０年（フ）第４５６号
宮崎市大塚町京園3119―１　トダカビル402、開始決定時の住所宮崎市大工３丁目227番地東洋クイーン４階
破産者　緒方　信光
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３７７号
群馬県前橋市山王町１丁目15番地29
破産者　平井　公浩
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３１３号
愛知県瀬戸市上水野町882番地の４、申立時の住所長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷7951番地
破産者　河野　德男
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１４号
愛知県瀬戸市上水野町882番地の４、申立時の住所長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷7951番地
破産者　河野　好乃
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５０号
長野市青木島町綱島245番地３
破産者　鳥元　美保
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５９号
長野市大字北尾張部479番地７宮南ハイツ11号、前住所長野市大字石渡398番地９
破産者　弓田　髙弘
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６０号
長野市大字北尾張部479番地７宮南ハイツ11号、前住所長野市大字石渡398番地９
破産者　弓田　芳子
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０４号
奈良県香芝市穴虫635番地の13、従前の住所鳥取県米子市西福原１丁目４番18号
破産者　上田　一利
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１４３１号
札幌市厚別区厚別中央２条５丁目３番33―1602号
破産者　山名　善久
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４９号
北海道苫小牧市矢代町１丁目１―６　リリーコート102、開始決定時の住民票上の住所北海道札幌市北区屯田６条１丁目１番29号
破産者　三宮　恒男
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２０年（フ）第８１５号
岩手県和賀郡西和賀町沢内字川舟28地割23番地19、住民票上の住所岩手県和賀郡西和賀町沢内字川舟26地割39番地１
破産者　佐々木栄一
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１１４６号
宮城県多賀城市浮島字宮前９番地の５
破産者　太田　直樹
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６３号
宮城県名取市増田７丁目14番15号
破産者　博田　幸喜
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４１号
宮城県登米市豊里町加々巻26番地
破産者　長沼　一夫
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部